

滋賀日野町事件即時抗告審の再審開始決定に対する 特別抗告の棄却を求める要請書

最高裁判所第2小法廷 御中

2023年2月27日、大阪高等裁判所第3刑事部(石川恭司裁判長)がおこなった日野町事件即時抗告棄却決定(再審開始決定)に対し、大阪高等検察庁は同年3月6日、同決定を不服として特別抗告をおこなった。

日野町事件は1984年12月29日、滋賀県日野町で酒店を経営する女性店主が行方不明となり、翌1985年1月同町内の宅地造成地で他殺体で発見され、同年4月、同町内の山林で被害者所有の手提金庫が発見された強盗殺人事件である。この事件の犯人として3年後に逮捕された同店壺入り客の阪原弘さんは無実を訴えながらも獄中で亡くなり、遺族が再審請求を引き継いだ事件である。

2018年7月11日、第二次再審請求審で天津地方裁判所(今井輝幸裁判長)は阪原さんの自白の信用性・任意性を否定し、アリバイを認めて再審開始決定を出したが同月18日、検察の即時抗告によって大阪高等裁判所第2刑事部に係属。その後第3刑事部に割り替えられ、同部は2023年2月27日に検察の抗告を棄却し再審開始決定を維持したが、同年3月6日大阪高等検察庁は「・・・」の理由で特別抗告をおこなった。これらの理由は特別抗告理由に当たらず、徒に時間を引き延ばすだけであり、早期に棄却することを要請する。

名 前	住 所

【署名送付先】 520-0051 滋賀県大津市梅林一丁目3-30 滋賀県労連内
日本国民救援会滋賀県本部 TEL077-521-2129 fax077-521-2534

【取り扱い団体】 〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26-401
日本国民救援会愛知県本部 TEL052-684-5825 FAX052-684-6355

